

浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費  
補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内の認可外保育施設における保育の提供体制の維持及び入所児童の処遇改善並びに利用者支援を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条に基づく緊急事態宣言に起因する登園自粛期間中に保育料を減額した認可外保育施設の設置者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2に基づく届出を行っている施設(認可外の企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く。)をいう。
- (2) 児童 市内の認可外保育施設に入所している小学校就学前児童をいう。

(交付の要件)

第3条 市税を完納した者であって、感染症拡大防止のために登園を自粛した児童の令和2年4月から令和2年5月までの保育料を減額した者とする。

(補助金額等)

第4条 補助基準額及び補助金額については、別表に定める。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実施報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書兼交付確定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第6条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、第5条第2項の決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (3) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助金額
減額した保育料	補助基準額 = (月額保育料 - 施設等利用給付費 - 認証保育所利用者助成金) × (登園自粛した日数 / 本来は登園すべきであった日数)	10 / 10	補助基準額と実際に減額した保育料を比較していずれか低い額(児童毎、月毎に100円未満切捨て)

月額保育料とは、運営規程等に定めた通常時(新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態。以下、同様)の月額保育料とし、直近に市へ提出した認可外保育施設運営状況報告書又は認可外保育施設開始届に記載した額を上回らないこと。

月額保育料の月額上限額は、3～5歳児では、77,000円、0～2歳児では、80,000円とする。

施設等利用給付費とは、幼児教育・保育の無償化に係る給付金額のことをいい、3～5歳児の場合は上限37,000円、0～2歳児の場合は上限42,000円となる。

認証保育所利用者助成金とは、0～2歳児を対象とした浜松市認証保育所利用者補助金交付要綱に基づく補助金のことをいい、上限20,000円となる。

登園自粛した日数とは、ひと月のうちで現に児童が登園自粛した日数とし、体調不調等の理由により途中降園した日は含まない。

本来は登園すべきであった日数とは、通常時に児童が利用するひと月の間の日数とする。

第1号様式

令和 年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

### 交付申請書兼実施報告書

浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて交付申請及び実施報告をします。

1 交付を受けようとする事業

浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費補助金

2 施設の名称及び所在地

3 交付申請及び実施報告額

金 円

第2号様式

市税納付・納入確認同意書

令和 年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(または法人名)

\_\_\_\_\_

印  
(法人の場合は法人代表者印 )

大・昭・平・令 年 月 日 生

法人設立年月日

大・昭・平・令 年 月 日

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

- 申請補助金 : 浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費補助金
- 市民税・県民税特別徴収義務者指定の区分(該当する区分に「 」を記載)

ア 法人全体で市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けている 法人の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写しを添付	
イ 事業所単位で市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けている 市内の全ての事業所の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写しを添付	

第3号様式

### 暴力団排除に関する誓約書

浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

#### 記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
誓約者 名称  
代表者氏名

印

第4号様式

浜松市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

浜松市長

### 交付決定通知書兼交付確定通知書

令和 年 月 日付により申請があった浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費補助金について、次のとおり交付決定及び交付確定します。

#### 1 交付する事業

浜松市認可外保育施設における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく保育料減額事業費補助金

#### 2 交付決定及び交付確定額

金 円

#### 3 交付の条件

- (1) 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (5) 補助金の交付後に保護者の所得更正等により補助金額に変更が生じた場合、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。